

議案第15号

守谷市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

守谷市保健福祉審議会条例（平成10年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第77条」を「第72条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
15号	1

提案理由（議案第15号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることから、本条例における引用条項の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	页数
15号	2

守谷市保健福祉審議会条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るため、次の各号に関する事項について調査審議し、市長に意見を答申し、又は助言する。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条</u>第1項各号に掲げる事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るため、次の各号に関する事項について調査審議し、市長に意見を答申し、又は助言する。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条</u>第1項各号に掲げる事項</p> <p>(4) (略)</p>

議案	15号
15号	3